令和５年秋の全国交通安全運動推進要綱

目的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和５年９月２１日（木曜日）から３０日（土曜日）までの１０日間

準備期間：９月１日（金曜日）から９月２０日（水曜日）まで

交通事故死ゼロを目指す日　９月３０日（土曜日）

運動の重点

全国重点

○こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

○夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

○自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

大阪重点

○二輪車の交通事故防止

スローガン

運転は　ゆとりとマナーの　二刀流

運動の進め方

交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

○関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

○ＳＮＳ等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。

○交通事故被害者等の視点に配意した広報啓発活動を実施する。

○本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

９月の府内一斉交通安全指導日等

９月８日（金曜日）ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

９月15日（金曜日）近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、シートベルト着用徹底の日

９月20日（水曜日）ノーマイカーデー、めいわく駐車・放置自転車追放デー

９月30日（土曜日）交通事故死ゼロを目指す日

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

本年６月末時点で、大阪府内においては歩行者の交通事故件数、死者数、負傷者数及び重傷者数がともに前年比で増加しており、歩行者側の主な原因として横断歩道外横断や信号無視等の法令違反が認められる。また、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、歩行中のこどもの死亡事故が発生している。加えて、歩行中の交通事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことから、これらこどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保を図る必要がある。

推進機関・団体での推進項目

歩行者の交通ルール遵守の徹底

○横断歩道の通行、信号遵守等の基本的な交通ルール遵守の周知徹底

○横断時には、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める　　　ことや横断中も周囲に注意することを促す呼び掛けの推進

○歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえ　　　た交通安全教育等の推進

○安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者から　　　の幼児・児童への教育の推進

○高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（認知機能の低下，疾患による視野障害等の増加、　　　反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等　　　の推進

○反射材用品等の視覚効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

歩行者の安全確保

○通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

○「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

○通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

広報・実践促進事項

○歩行者も交通ルールを守り自分の身を守りましょう。

○横断歩道を横断するときは、ドライバーに目と手で合図（ハンドサイン）をしましょう。

○まわりの大人がこどもたちの手本となりましょう。

歩行者は

○交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

○道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。

○外出する時は明るい目立つ色の服装に心がけ、夕暮れ時や夜間は反射材を活用しましょう。

○スマートフォン等の操作など注意力が散漫になる「ながら行為」はやめましょう。

ドライバーは

こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、思いやりのある運転をしましょう。

地域・学校・職場では

○地域交通安全活動推進委員、教育関係者及び高年（齢）者交通安全リーダー等は、こどもや　　　高齢者を対象とした街頭指導をしましょう。

○高齢者自身の交通安全意識と高齢者に対する保護意識の高揚を図りましょう。

○車両等の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等と連携して、業務形態に対応した交通安　　　全教育等を行うなどして、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな指導・情報提供を行　　　いましょう。

家庭では

○こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示すなど、具体的に指導しましょう。

○身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

例年、夕暮れ時や夜間には、重大交通事故につながるおそれのある交通事故が多発している。「自動車 対 歩行者」の死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生しており、危険な横断など歩行者側が原因の場合もあるが、歩行者保護意識の向上が必要である。

また、飲酒運転等による悲惨な交通事故が依然として発生しているほか、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。このため、夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶を推進する必要がある。

なお、免許人口１０万人あたりの７５歳以上の運転者の交通死亡事故件数が、７５歳未満の運転者と比較して多く、その要因としてハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違えなどが多くなっていること、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることから、安全運転意識の向上に向けた取組を推進する。

推進機関・団体での推進項目

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

○夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後１時間の横断中歩行者の死亡事故が多いな　　　ど）を踏まえた交通安全教育等の実施

○夕暮れ時における前照灯の早めの点灯の励行

○夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用促進

○自動車運送業を始めとする事業者による従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

運転者の歩行者等への保護意識の向上

○交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って　　　通行する交通マナーの呼び掛け

○横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行す　　　る義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

○運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上　　　させるための交通安全教育や広報啓発の推進

○運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

飲酒運転の根絶

○地域、職域等における飲酒運転根絶への取組の推進及び交通事故被害者等の声を反映した　　　広報啓発活動等を通じた「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない　　　社会環境」の醸成

○飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進

○運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等に　　　おける義務の遵守の徹底

妨害運転等の防止

○妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

○「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進　　　等に関する広報啓発の推進

高齢運転者の交通事故防止

○高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全　　　教育及び広報啓発の推進

○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

○身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的　　　な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の　　　広報啓発による自主返納の促進

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

○全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及　　　びその必要性・効果に関する理解の促進

○シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベル　　　ト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

○高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底さ　　　せるための指導・広報啓発の推進

広報・実践促進事項

○夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間はハイビームを適切に活用しましょう。

○夕暮れ時や夜間には、反射材やリフレクターウエアを着用しましょう。

○時間に余裕を持って運転し、思いやりやゆずり合いの気持ちを持ちましょう。

○「飲酒運転・妨害運転はどちらも犯罪！」絶対にやめましょう！

○車で出かける時は、お酒を飲まずに仲間を送り届ける人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

○運転に自信のない高齢者は相談窓口を積極的に活用し、運転免許の自主返納について考えましょう。

○全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートを正しく使用しましょう。

ドライバーは

○夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間はハイビームを適切に活用しましょう。

○「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をしましょう。

○横断歩道等では歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行　　　しましょう。

○横断歩道等においては歩行者等優先義務等を遵守しましょう。

○運転中のスマートフォン等の使用や注視はやめましょう。

○「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。

○高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの　　　運転適応能力や身体機能の変化の的確な認識に基づき、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。

○全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

○チャイルドシートはハーネス（肩ベルト）をしっかり締めるなど正しく使用しましょう。

地域・職場では

○夕暮れ時や夜間には、反射材やリフレクターウエアを着用しましょう。

○自治会、子供会、老人クラブ等において、夕暮れ時や夜間に歩行者が交通事故に遭わないた　　　めの参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

○広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さ、妨害運転の危険性　　　を訴える記事の掲載に努めましょう。

○事業者等は、点呼時にアルコール検知器の使用を促進し、飲酒運転の根絶に努めましょう。

○安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転や妨害運転の危険性等について教育し、安全　　　運転を遵守させましょう。

○地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席でのシートベルト着用、　　　チャイルドシートの正しい使用方法及びその着用効果について、周知・指導を行いましょう。

家庭では

○夕暮れ時の早めのライト点灯、夜間のハイビームの適切な活用、明るい色の服の着用や反射　　　材等の有効活用について家族で話し合い、交通安全意識を高めましょう。

○「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」を合言葉のもと、家族だけでなく友人同士　　　などでお互いに注意し合いましょう。

○あおり運転に遭った場合等に備え、ドライブレコーダーを装着しましょう。

○運転に自信がなくなったり、運転する機会が少なくなった高齢運転者がいる場合は、運転免　　　許証の自主返納について家族で話し合いましょう。

○シートベルト及びチャイルドシート着用の必要性とその効果について家族で話し合い、正しい着用を習慣づけましょう。

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

本年６月末時点で、大阪府内における自転車の交通事故件数、死者数、負傷者数及び重傷者数はともに前年比で増加しているほか、過去５年累計で見ると大阪府内における交通事故の全死者数及び重傷者数のうち、自転車乗用中の交通事故死者数及び重傷者数は全国と比較して高い構成率となっている。また、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗車中死者の人身損傷部位は、頭部が６割以上となっている。さらに、自転車側にも安全不確認や一時不停止等の法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、本年７月１日から特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）に関する新たな交通ルールが定められ、ヘルメット着用についても努力義務となっていることから、自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

推進機関・団体での推進項目

自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

○全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務　　　化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

○夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上

○幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降　　　車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

○自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

○自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

自転車の交通ルール遵守の徹底

○「自転車安全利用五則」に定められた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における　　　通行方法の周知と遵守の徹底

○信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗　　　り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

○スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知　と指導の徹底

○自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策　　　の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通　　　ルール遵守の呼び掛け等の推進

特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のため　　　のヘルメット着用の徹底

○特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安　　　全利用についての広報啓発の推進

広報・実践促進事項

○自転車も電動キックボード等の特定小型原動機付自転車も「くるま」の仲間です。交通ルールを守りましょう。

○スピードの出しすぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。

○自転車等に乗る際はヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

自転車等に乗るときは

○ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

○信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

○歩行者の横を通行する際は、減速し十分な距離を取りましょう。

○運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。

○夕暮れ時は早めにライトをつけましょう。

○スピードの出しすぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。

○幼児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用しましょう。

○幼児２人を自転車に乗せる際には、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろす際には、前部座席、　後部座席の順に降ろしましょう。

○損害賠償責任保険等に加入しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○フードデリバリー関係事業者は、自転車配達員を対象とした交通ルール遵守についての指導

を実施しましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員　に対し、交通ルールの遵守について指導を徹底しましょう。

○自転車等乗用中の事故による被害者救済に備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

家庭では

○自転車等の正しい乗り方について家族みんなで話し合い、交通ルールを守りましょう。

○自転車に反射材用品を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。

○万一の交通事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。

○自転車等乗用中の事故による被害者救済に備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

二輪車の交通事故防止

令和５年６月末時点で、大阪府における二輪車の交通事故件数、死者数、負傷者数は前年比で減少しているものの、重傷者数は増加しており、状態別死者・重傷者数の割合は依然として二輪車が高い水準で推移していることから、無謀なすり抜け運転の防止を目的とする「二輪車"すり抜け運転"ストップ運動」等を始めとする広報啓発等を推進し、二輪車の交通事故防止を図る。

推進機関・団体での推進項目

○二輪車運転者に対する交通ルールの遵守、交通マナー向上に向けた積極的な広報啓発活動の推進

○街頭活動を通じ、車列のすり抜け等を行う二輪車運転者に対する指導警告の推進（二輪車"すり抜け運転"ストップ運動の推進）

広報・実践促進事項

○交差点に進入するときは、しっかり安全確認をしましょう。

○無理な追い越しやすり抜け運転は非常に危険です。絶対にやめましょう。

○スピードを控え、危険を予測した運転をしましょう。

○交通事故に備え、ヘルメット及び胸部プロテクター等を正しく着用し、体をしっかり保護　　しましょう。

二輪車運転者は

○気持ちと時間に余裕を持ち、危険を予測した運転をしましょう。

○車間距離を十分に取り、車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。

○安全な速度で走行し、見通しの悪い交差点等では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認　　　をしましょう。

○交差点を直進する際は、特に対向の右折車両の動きに十分注意しましょう。

○車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。

○交通事故に備えて、ヘルメット及び胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員等による二輪車運転者を対象とした街頭活動をしましょう。

○事業者や安全運転管理者は、二輪車を利用する従業員に対し、安全に運転するための基本事　項を再確認させ、技能と知識の定着を図りましょう。

○ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

家庭では

○身近に起こった「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族や友人と話し合いましょう。

○時間に余裕をもって出発できるよう声かけをしましょう。

○交通事故に備えて、ヘルメット、胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

※すり抜け運転とは

以下の①から⑥までに掲げる道路交通法違反を、二輪車運転者が停止中又は走行中の車両の側方を通過する行為のことをいう。

①追越し違反②路側帯通行違反③右側通行違反④割込み等違反⑤進路変更禁止違反⑥安全運転義務違反